

平成29年第2回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成29年2月28日(火)午後2時00分

場 所 サンフレッシュ白河

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(17名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
7番	有賀良雄	委員	8番	鈴木滋夫	委員
9番	緑川喜文	委員	10番	齋藤茂	委員
11番	星保雄	委員	12番	和田一男	委員
13番	塩田一也	委員	14番	矢吹幸彦	委員
17番	矢野正則	委員	18番	北野唯道	委員
19番	砂塚功	委員			

欠席農業委員(2名)

15番	大戸文治	委員	16番	本宮勝正	委員
-----	------	----	-----	------	----

出席農地利用最適化推進委員(16名)

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
邊見芳正	委員	齋藤一廣	委員
小泉光敏	委員	深谷昭	委員
鈴木茂次	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	高久亨	委員
円谷隆男	委員	秋元幸一	委員
山内喜一	委員	富永進	委員

欠席農地利用最適化推進委員(3名)

篠宮四郎	委員	矢内照美	委員
------	----	------	----

飛知和 金 一 委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	森 正樹	主幹兼次長兼係長	橋本 浩一
主 査	高橋 早苗	主 事	高畑 祥史
表郷分室長	穂積 明	大信分室長	菅森 利栄
東分室長	鈴木 光一		

◎開 会

事務局長 それでは、只今より農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達していますので、平成29年第2回白河市農業委員会総会を開会します。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が7件、農地法第5条関係が3件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が23件、合わせて33件をご審議いただきます。よろしくお願いいたします。

(午後2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 改めまして、こんにちは。

陽気も大変春らしくなってきました。そんな忙しい中、農業委員会総会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨今の新聞を見ますと、TPPにかわるアジア、それからニュージーランド、オーストラリア等の自由貿易協定ですか、そちらのほうの審議に入ったということが報じられておりました。何でそんなに自由貿易協定を早くに結ばなくてはならないのかなという疑問も残っておりますが、アメリカとの2国間交渉と、とにかく注意深く見守りながら、地元県選出の国会議員等に粘り強く働きかけ続けていかなければならないのかなと感じております。

本日の案件につきましては、今、局長からありましたように、合計33件を皆様にご審議いただきます。

それでは、よろしくお願い申し上げます。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、5番、我妻貢委員、6番、山本繁夫委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告します。

15番、大戸委員、16番、本宮委員、篠宮推進委員、矢内照美推進委員、飛知和推進委員の5名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） それでは、2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。

平成29年2月28日提出。会長砂塚功。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（高橋主査） それでは、3ページをごらんください。農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその7朗読】

以上、その1からその7までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 五箇担当の深谷です。

去る19日午前8時30分より、有賀委員と、譲渡人、譲受人立ち会いのもと、現地で確認をいたしてまいりました。何ら問題ないと思っておりますので、ご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

高久委員 大信大屋地区担当の高久といたします。

去る2月19日、私と北野唯道委員さんと譲渡人、譲受人に現地で確認してまいりました。

両委員とも問題ないということでありますので、あと、また、立地においても問題ありませんので、皆さんの審議よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

円谷委員 大信信夫1地区担当の円谷です。

去る19日、塩田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人には電話で確認をとりました。譲受人に現地を案内してもらいまして、申請内容に間違いがないということでした。周辺農地への影響もないと思われますので、皆様の審議よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

去る25日に、和田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人には電話で確認しました。譲受人とお会いし、申請内容について確認しました。双方とも内容には間違いのないことでした。皆様のご審議よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

去る25日に、和田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人には電話で確認しました。譲受人にお会いし、申請内容を確認しました。内容については間違いのないことでした。皆様のご審議よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷社地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る2月19日、滝田委員さんと譲渡人、譲受人に現地において、申請内容について確認いたしました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その7について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 五箇担当の深谷です。

去る18日1時半より、譲渡人、譲受人と有賀委員さんと現地を確認いたしましたが、申請どおりだということでした。譲受人は後継者とのことですので、審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定します。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 6ページをごらんください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成29年2月28日提出。会長砂塚功。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） それでは、7ページをごらんください。

【その1朗読】

非線引き都市計画用途地域の第1種住居地域に指定されていることから、立地基準の農地区分につきましては第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われれますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この申請につきましては、2月25日に早津和一委員と2名で調査してまいりました。当日、譲受人、譲渡人に現地のほうへおいでいただきまして、この申請の内容について確認いたしました。

申請の内容のとおりであるということでございます。周りを道路に囲まれておりまして、周囲に農地もなく異常がない、問題のないものと確認いたしております。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） それでは、12ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、50戸連たんの第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われれますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当の邊見です。

今回の申請につきまして、2月24日、朝7時半から高橋義勝委員さんと譲受人、譲渡人の息子さんに立ち会っていただきました。現地確認等、申請内容については聞き取りし、相違ないことを確認いたしました。今回の農地転用による周辺農地への影響については、特段、問題がないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 これにつきましては、皆様に過去何回も審議いただいている一角であります。

地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) それでは、17ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷社地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る2月24日、滝田委員さん、設定人及び被設定人で現地を確認いたしました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。特段、問題はないと思われまますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 22ページをごらんください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。平成29年2月28日提出。会長砂塚功。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(高畑主事) それでは、最終ページ、32ページをごらんください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業(所有権の移転)についてご説明

いたします。

【第1号から第2号朗読】

以上、あつせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 この案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第21号並びに所有権の移転第1号から第2号について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第21号並びに所有権の移転第1号から第2号について、原案のとおり承認いたします。

◎その他

会 長 以上で本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

そのほか相対的にございませんか。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 事務局から。

事務局 長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

まず、農業委員と推進委員の報酬の改正についてお知らせいたします。

国では、担い手の農地集積、遊休農地の解消などの農地利用の最適化を推進する目的で、新制度に移行した農業委員会を対象に農業委員及び推進委員の活動実績や成果実績に応じて交付金を配分する農地利用最適化交付金が創設されました。これによりまして、市では農業委員及び推進委員の報酬について、基礎的な年報酬とは別に、活動、成果に応じた報酬を加算額として上乗せできるようにするために、今回、報酬の改正条例案を3月の市議会に提案しております。なお、詳細な内容につきましては、市議会で承認された後、3月の総会の際に改めてお知らせいたします。

次に、次回の総会でございますが、3月28日火曜日、午後2時から市役所5階の正庁で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会 長 皆さんのほうから何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして平成29年第2回白河市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

(午後2時40分)
